

奨学金制度でああなたの学生生活を
しっかりサポートします!

YONAGO MEDICAL CENTER

奨学金のご案内



独立行政法人国立病院機構
米子医療センター

米子医療センターでは、卒業後、当院へ就職を希望する看護学生さんに、奨学金を貸与することにより修学の支援を行っています。



〈 国立病院機構 米子医療センターの奨学金制度について 〉

📍 対象・条件・奨学金の額

奨学金制度は、看護学校等に在籍する学生の方で、卒業後、常勤の看護師として米子医療センターに勤務していただくことを条件に奨学金を貸与するものです。

奨学金は、看護学生1学年につき、年額45万円までとします。

📍 貸与方法・期間

奨学生になられた年度から卒業される年度まで、毎年4月と10月(申請年度は7月と10月)に奨学金の2分の1に相当する額を貸与いたします。

貸与期間は、奨学生になられた日の属する年度から看護学校等を卒業される年度までの期間です。(最長、大学等は4年、高等学校専攻科は2年間)なお、奨学金は無利息です。

📍 奨学金の返還の免除

看護学校を卒業後、看護師として当院に常勤職員として勤務され、引き続き奨学金貸与期間相当の期間勤務したときは奨学金の返還が免除されます。

ただし、1年以上勤務された場合には、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除します。

奨学生の資格取り消し

次の項目の一に該当した場合は、資格が取り消されます。

- ①自己の都合により、奨学生を辞退したとき
- ②自己の都合、または学則の定めるところにより看護学校を退学したとき
- ③新たな学年に進級できないとき
- ④その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成される見込みがなくなると認められるとき

奨学金の返還

奨学生が、次の項目に該当したときは奨学金の金額を一括して返還していただくこととなります。

- ①前記 奨学生の資格が取り消しになったとき。
- ②当院の職員採用試験に不合格となったとき。
- ③卒業当年に看護師の免許が取得できないとき。

貸与の申請・保証人・申請書等の提出期限

奨学金の貸与を希望される方は、下記書類を提出していただくこととなります。

- ①奨学生申請書(別紙様式)
- ②看護学校の入学許可書(写)若しくは在学証明書
- ③在学する高等学校専攻科の成績証明書または看護学校の成績証明書、提出された書類、面接により、決定を行います。
- ④奨学金の貸与を希望される方は、連帯保証人(一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者)1名が必要となります。
- ⑤申請書等の提出期限は、(前期)5月末日・(後期)8月末日

人と人とのつながりを大切にして
地域に根ざした病院を目指していきます!



平成26年5月完成予定。新病棟では緩和ケア病棟(20床)を新設。

詳しいことにつきましては、お気軽に下記までご相談ください。
お待ちしております。

〈相談窓口・お問い合わせ先〉

独立行政法人国立病院機構 **米子医療センター**

TEL.0859-33-7111(代) 内線215 管理課庶務班長まで

〒683-0006 鳥取県米子市車尾4丁目17番1号
病院ホームページ <http://www.nho-yonago.jp/>